

平成27年8月5日

平成27年（行コ）第3号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件

控 訴 人 宮 部 慎 太 郎

被 控 訴 人 鳥 取 市 長

控 訴 理 由 書

広島高等裁判所松江支部 御中

控 訴 人 宮 部 慎 太 郎

控訴人の控訴理由は、以下のとおりである。なお、各用語については、判決文中の例による。

原判決5ページ「下味野地区内の土地及び家屋に対する同和対策減免措置の有無」は、原審において、争点となっていない。被控訴人は、「対象となる財務関係上の行為又は怠る事実を他の行為から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要」すと、あくまで形式上の問題を述べているのであり（被告第7準備書面）、被控訴人が原審の審理を通して下味野地区内の土地及び家屋に対する同和対策減免措置の存在を否定したことは一度もない。

原判決6ページに、①ないし⑥の事実として列挙されている通り、下味野地区で同和対策事業が行われ、被控訴人により同和地区としての指定された地区が存在することは、疑いようのない事実であり、裁判官が「下味野に同和地区が存在しなかった」という心証を持つことは不可能である。

一方、控訴人が、下味野地区の同和対策減免措置の対象区域を記した文書の文書提出命令を求めたのに対して原審裁判所が却下したのは同和対策減免措置の対象区域が同和地区と同等であるという趣旨の理由であるから、「下味野で同和対策減免措置が行われていなかった」という心証を持つこともあり得ないことである。

また、控訴人は原審において前述の文書提出命令申立の前に、下味野地区で行わ

れた同和対策減免措置の件数と額（と原告第2準備書面）、同和対策固定資産税減免の対象となった地区は例外なく旧穢多村であるのか（原告第3準備書面）被控訴人に釈明を求めたが被控訴人はそれに答えず、裁判所も回答を促すことをしなかった。

原審では最初から下味野地区内の土地及び家屋に対する同和対策減免措置の有無を判断しないという前提で審理が行われた上、2年半以上にわたって審理を引き伸ばされ、その費用を控訴人が負担しなければならないのは不当である。

過去に、特定の地区の同和対策事業について審理された裁判例がある。新潟地方裁判所昭和59年（行ウ）第12号同和地区中小企業振興資金借入あっせん申込に関する不作為違法確認請求事件（判例集未掲載）では、当時同和地区としての指定がされていなかった新潟県岩船郡神林村湯の沢（現在の新潟県村上市葛籠山の一部）が、同和対策事業の対象地域であるという判決が出されている（甲33、34号証）。

同和対策事業を実施するために有利なことであれば、ある地域が同和地区であるかどうかということまで含めて審理される一方で、その逆であれば全く審理されないというのは、公平ではない。

また、原判決は同和地区の土地を利用して、脱税や公金の不正支出を隠ぺいすることを可能にするものである。

以上の通り、審理不尽があるため、控訴状記載のとおり本件の一部を鳥取地方裁判所に差し戻すことを求める。

証 拠 説 明 書

平成25年8月5日

広島高等裁判所松江支部 御中

控 訴 人 宮 部 慎 太 郎

号 証	標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲33	新潟県神林村差別行政糾弾裁判判決（月刊部落解放1988年3月号）	写し	S63.3	解放出版社	特定の地区の同和対策事業について裁判所が審理した事例があること
甲34	新潟県神林村判決をめぐって（部落解放研究1988年5月号）	写し	S63.5	部落解放研究所	特定の地区の同和対策事業について裁判所が審理した事例があること